

二十五年三月三十一日までの間に船舶運營会を退職し、直ちに船舶所有者に雇用されたもの（以下「船員」という）に対しては、船舶運營会は、

当該船員が昭和二十二年四月一日以後船舶運營会に在職した期間（以下「在職期間」という）に対する退職手当（以下「退職手当」という。）を直接

支給しないで、別表の基準により船員ごとに算出した退職手当を合算し、金額を、昭和二十四年度予算の成立後遅滞なく当該船舶所有者に交付するものとする。但し、船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一百四十六條の規定による履止手当の支給は、

前項の規定により船舶運營会が船舶所有者に交付する金額を合算したこと

別表

一 在職期間一年未満の船員

船舶運營会を退職した日において当該船員が乗船中に受けるべき一箇月

当りの給與総額から離手当を控除した額以下「給與額」という。の百分

分の五十

二 在職期間一年以上二年未満の船員

給與額の百分の二百

三 在職期間二年以上の船員

給與額の百分の三百

四 在職期間三年以上の船員

給與額の百分の五百

五 在職期間四年以上の船員

給與額の百分の六百

六 在職期間五年以上の船員

給與額の百分の七百

七 在職期間六年以上の船員

給與額の百分の八百

八 在職期間七年以上の船員

給與額の百分の九百

九 在職期間八年以上の船員

給與額の百分の一千

十 在職期間九年以上の船員

給與額の百分の一千一百

十一 在職期間十年以上の船員

給與額の百分の一千二百

十二 在職期間十一年以上の船員

給與額の百分の一千三百

十三 在職期間十二年以上の船員

給與額の百分の一千五百

十四 在職期間十三年以上の船員

給與額の百分の一千六百

十五 在職期間十四年以上の船員

給與額の百分の一千七百

十六 在職期間十五年以上の船員

給與額の百分の一千八百

十七 在職期間十六年以上の船員

給與額の百分の一千九百

十八 在職期間十七年以上の船員

給與額の百分の一千五百

十九 在職期間十八年以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十 在職期間十九年以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十一 在職期間二十年以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十二 在職期間三十年以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十三 在職期間四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十四 在職期間五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十五 在職期間六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十六 在職期間七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十七 在職期間八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十八 在職期間九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

二十九 在職期間一百以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十一 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十二 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十三 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十四 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十五 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十六 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十七 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十八 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

三十九 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十一 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十二 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十三 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十四 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十五 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十六 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十七 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十八 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

四十九 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十一 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十二 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十三 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十四 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十五 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十六 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十七 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十八 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

五十九 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十一 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十二 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十三 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十四 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十五 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十六 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十七 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十八 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

六十九 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十一 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十二 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十三 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十四 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十五 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十六 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十七 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十八 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

七十九 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十一 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十二 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十三 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十四 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十五 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十六 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十七 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十八 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

八十九 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九〇 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九一 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九二 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九三 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九四 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九五 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九六 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九七 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九八 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

九九 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇〇 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇二 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇三 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇四 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇五 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇六 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇七 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇八 在職期間一百八十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇九 在職期間一百九十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一〇 在職期間一百二十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一一 在職期間一百三十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一二 在職期間一百四十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一三 在職期間一百五十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一四 在職期間一百六十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一五 在職期間一百七十以上の船員

給與額の百分の一千五百

一〇一六 在職期間一百八十以上の船員

の考え方があると想うのであります。ただいま申しましたように、雇い主がかわつた場合に、ただちに退職手当を支給する方法と、あの雇い主に、前の雇い主の方に在職しておつた期間に対する退職手当分を支給する義務を引継いで、通算して考へるという、二つの方法がありまして、この案におきましては、あの通算案を採用しておるのであります。船員が後の使用者との雇用契約が解除された場合に、この退職手当を支拂う。その率はこの案の別表に書いてありますように、一年未満の者につきましては、運営会を退職した当时における給興の総額の半月分、一年以上二年未満の者は一月分、二年以上の者は二月分、こういうことになつております。しかして船舶運営会の船員は、一昨年の三月末日に、徴用船員としての資格を一應解除したのであります。その場合に退職手当に相当するものを一應與えております。従つて現在おりまする者は、おおむね満三年の在職年限に達するのであります。従いまして、二年以上の者を二箇月で打切りましても、そこにさして不公平が起らない、かように考えます。なおつけ加えて申しますが、この案につきましては、海員諸君の代表の方とは十分協議の上、この案をつくりまして、御提案を申し上げておる次第でございます。

金銭上の利益が生じたときは、当該利益金を船員の福利厚生施設その他の運輸大臣の指定する用途に使用しなければならない。」ということになつておるようでございます。これによりますと、使うことができない、利子も全部、船員に與えなければならぬことになると思うのでござります。それでございますならば、むしろ船員で組織しておりますところの海員組合というようなものに、これを與えておく方が、妥当ではなかろうかと思うのでござりますけれども、何のために所有主に交付するのでございましようか。そこが矛盾しておるようにも思うのでござります。

ためのみに使うといふうに、制限をいたしたわけでござります。
○炳澤委員 そういたしますと、この法案は船主の保障のための法案でございましょうか。
○岡田(修)政府委員 さようでござります。
○炳澤委員 船舶運営会から船舶の所有者に引継がれますところの船員の所今まで船舶運営会に勤務しておりました年限と申すものは、船舶運営会から新しい船主に引継がれましても、それは加算されるわけでござりますか。
○岡田(修)政府委員 その運営会に勤続していつた年限を、船主が加算するかどうかは、船主の自由にまかせておられます。
○炳澤委員 そういたしますと、退職金だけは引継いでおく。そうして船舶運営会で働いていたところの年限は船舶の所有者が、新しく今後の雇用の年限の上に加えることも、加えないことも自由であるということになりますと、大体利潤を追求しております船主というものは、なるべく拂いたくないのが、あたりまえでございます。最近では機帆船の状態なども非常に切迫しておりますし、小さい船主の方などは、よくおわかりになつていらっしゃると思うのであります、賃金の支拂いもどうか、第一営業そのものがどうかといふような状態だと思うのでございます。そうなりますと、そういう船主が政府からこれだけの金の援助を受けまして、今まで汗水を流しまして、戦争中から非常な苦労をして働いておりました船員といふものの権利が、またこの法案では蹂躪されているという事になると思うのでござります。そ

ういう点から、どういうふうに御答弁いただけますでしょうか。
○岡田(修)政府委員 船主へ渡した場合に、運営会の退職金を通算するかどうかでございますが、現在の船会社の経理状況からいいまして、船員に対しても退職手当の制度を存続しているところは、ごく少數でございます。そういうところへ、運営会からこれだけの退職手当は、最小限支拂わなければならぬということを規定し、船主に義務づけることは、船員に対する特別の保護であると、かように見られると思います。

○田中(堯)委員 これは支拂わぬ場合の制裁規定がありませんね。ただ民事上の責任があるだけですね。

○岡田(修)政府委員 これに対しましては制裁規定罰則はありません。しかし私どもの、船主はこれによつて法律上の義務を十分痛感いたしますので、実際の措置いたしましては、この金の運用並びに支拂いにつきましては、海員組合と船主協会との間に、強力なる團体契約を結ばしめたい、かように考えます。

○田中(堀)委員 それからその間の利子の計算は、法定利息によるのですか。
○岡田修政府委員 この利子は、この金をいかなるところに預けるか、あるいは運用するかということによつて、生じて来るべき利益金が違うかと思います。

○田中(堀)委員 それが一律でないとすると、ある船主はこれをうまく運用して、たいへん利幅を出して来るかも知れないし、ある船主はただ銀行に預けっぱなしにして、銀行利子しかそれないといふこともある。これは金にし

るしがないわけですから、どれほどの金が上つたか、利子が上つたかということはわからないわけですが、その船舶所有者の言う通りに、その間の利子を算定することになるのですか。

○岡田(修)政府委員 この金の預金その他の信託方法につきましては、船主の自由にまかせないで、政府側と海員團体と船主團体、この間の協議によりまして、ある特定の方法をきめたい、かように考えております。

○田中(堯)委員 それをついて、法制化する必要はありませんか。そうしないと、場合によつては海員の労働組織が非常に弱いところでは、船主が横暴を働くことになると思うのですが、法制化するわけには行きませんか。

○岡田(修)政府委員 これにつきましては、その法制化の方法もいろいろ考えたのでございますが、いかなる方法を講じましても、究極的にこの元金を完全に保護するということは、非常に困難でございます。そういうふうになると、不當に船主の經營内容に介入し、また非常に煩雑なる手続を要することになりますので、関係者協議の上、関係團体で相談して、実際上に不都合のないようにならなければ、かように思うのであります。――

○稻田委員長 先般法制局長がその筋の参考意見を承つて参つたそちらでありますので、この際法制局長から、その意見を参考までに申し述べたいとの申出がありますが、これを許すに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○稻田委員長 それでは法制局長の説明を求めます。

○入江法制局長 当委員会で御審議中の造船法案につきまして、最近関係方

面から私にこういう点を修正してみた
らどうであろうかといふ参考意見の提

示がございまして、これを委員会の方

にもしかるべき傳えるようについてこ

とでござりますので、申し上げたいと

思ひます。もちろんこれは関係方面と

しては当委員会において自由に御判

断の上、採用する、しないをおきめ願

つていいのだけれども、ただ参考とし

て傳えたいから、十分自主的に審議を

してもらいたい、こういう趣旨でござ

りますので、その趣旨でお聞きを願い

たいと思います。

大体その意見の根本は、國民の権利

義務に關係あることを、行政官廳が事

務で行うというふうな規定ができるだ

け避けて、各種の要件を法律に書け。

これは造船法のみならず、ほかの方面

についても、そういう参考意見の提示

があつたのですけれども、造船法につ

きましては各條ともに見ますと、運輸

大臣の権限が非常に廣く書いてあります

して、法律上その要件がきわめてはつきりしておらぬ。こういうことではど

うも権利保護の上に適当ではないではな

いか。それゆえに、できるならば法律

の中で適当な條件等を書き加えて、こ

とが、はたして可能かどうかは、十分実態に即して考へる必要があるというふうな意見であります。これからかえつてここに書いてあることは、それからかえつてこの法律の円満な運用が期せられないことになつても困るといふ点もあるので、これらの処分をする場合には、何か民主的な委員会とか、あるいは公廳会とかいうものを総告申し上げまして、当委員会の審議のが一つの方法ではないかと、こう思ひます。一應それだけを御報申しあげまして、当委員会の審議の御対考に供したいと思います。

○松本(一)委員 ちよつと法制局長にお伺いいたします。大体向うの方の意向は何條と何條ですか、もう一度伺いたい。

○入江法制局長 二條、三條、それから四條、五條七項、それから十二條ないし十七條、その中で十六條は入つております。ですから十二條ないし十五條、十七條、こういう條文を指摘してお話をありました。その條文は重要なものの例であつて、必ずしもその條文にこだわることではないといふことは、お含み願いたいと思います。

○稻田委員長 それでは先ほどの關谷君の動議について採決いたします。關谷君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻田委員長 それでは御異議があるようですから、当然御質問のようになりますので、そこまで修正を加えるときには、当然コンクリートになりますから、御質問の中のことをやるのでございま

す。また、御質問の中のことをやるのでございま

すから、御質問の中のことをやるのでございま

すから、御質問の中のことをやるのでございま

すから、御質問の中のことをやのでございま

第四十六條第二項中「所掌事務」を
「港湾及び航路の建設、改良及び保
存」に改める。

第五十四條第一項中「分掌させるた
め」の下に「当分の間、」を加え
る。

第五十五條第一項中「(昭和二十二
年法律第一百九十一号)」を削る。

附則第一項但書中「第五十四條、
第五十五條及び附則第十六項」を

附則第十九項まで」に、「九月一日」
を「八月一日」に、「附則第十七
項」を「附則第二十項」に改める。

附則第二項及び附則第十六項を削
り、附則第三項を附則第五項とし、
以下附則第十五項まで二項ずつ繰り
下げる、附則第十七項を附則第二十項
とし、以下三項ずつ繰り下げる、附則
第三項、附則第三項及び附則第四項
として次の三項を加える。(運輸審議
会の委員の任命のための事前措置)
二、第九條第一項の規定による運輸
審議会の委員の任命のために必要な
行為は、前項の規定にかかわらず、
昭和二十四年六月一日以前においても
行なうことができる。

(運輸審議会の最初の委員)

三、この法律施行の際、國会の閉会
中である場合においては、内閣總理
大臣は、第九條第一項の規定にかか
わらず、両議院の同意を得ないで運
輸審議会の最初の委員を任命するこ
とができる。

四、内閣總理大臣は、前項の規定に
より運輸審議会の委員を任命したと
きは、任命の後最初に召集される國
会において、当該委員の任命につい
て置をなすこと。

て両議院の事後の承認を求めなけれ
ばならない。その承認を経ることが
できなかつたときは、内閣總理大臣
は、第十一條の規定にかかわらず、
委員を連帶なく罷免しなければなら
ない。

附則第十七項の次に次の二項を加
える。

十八、やむを得ない必要があるとき
は、運輸大臣は、地方自治法(昭和
二十二年法律第六十七号)第一百五十
六條第四項の規定にかかわらず、國
会の承認を経ないで陸運局の分室を
設置することができる。

十九、運輸大臣は、前項の規定によ
り陸運局の分室を設置したときは、
設置の後最初に召集される國会にお
いて、当該陸運局の分室の設置につ
いて承認を求めるべきではない。

その承認を得ることができなかつた
ときは、運輸大臣は、その承認を得
ることができなかつた当該陸運局の
分室を運営なく廃止しなければなら
ない。

以上が民主自由党の本法案に対する
修正案であります。皆さんの御同意を
お願いいたします。

○稻田委員長 起立少数であります。
本修正案は否決に相なりました。

次は民主自由党の修正意見について
の採決をいたします。本修正意見に賛
成の方の御起立を願います。

○稻田委員長 「賛成者起立」
○稻田委員長 起立多数であります。
よつて本修正意見は多数をもつて可決
になりました。
なおお詫びいたします。この意見の
内閣委員会への申し入れの方法につい
ては、委員長に御一任を願います。

○稻田委員長 大だいまの關谷君の動
議に御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○稻田委員長 御異議なければさよう
に決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十四分散会

〔参考照〕

○關谷委員 この運輸省の設置法案に
対しまして、建設委員会からは港湾局
を建設省に移管すべきものなりとの決
議をいたしました。内閣委員会へ提出
(内閣提出)に関する報告書
港則法の一部を改正する法律案(内閣
提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第一は、第二章第一節である運輸審
議会に関する規定を全部削除するこ
と。

第二は、第二十一條に規定してある
運輸省參與、これを削除する。

第三番目には、五十二條その他に規
定してあるところの陸運局の制度を簡
素化して、局制度をやめて、局長など
を置をなすこと。

第四番目には、海難審判所を独立せ
る外局とすること。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○稻田委員長 御異議なければさよう
にいたします。

第一は、第二章第一節である運輸審
議会に関する規定を全部削除するこ
と。

第二は、第二十一條に規定してある
運輸省參與、これを削除する。

第三番目には、五十二條その他に規
定してあるところの陸運局の制度を簡
素化して、局制度をやめて、局長など
を置をなすこと。

議に御異議ありますんか。

○稻田委員長 ただいまの關谷君の動
議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○稻田委員長 御異議なければさよう
にいたします。

五

昭和二十四年八月一日印刷

昭和二十四年八月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局